

## 子育て世帯生活支援特別給付金の支給について【低所得世帯】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

### ◆対象者

- ①**児童扶養手当受給者等**（低所得のひとり親世帯）
  - ②**①以外の住民税非課税の子育て世帯**（その他低所得の子育て世帯）
- ※対象児童の範囲は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

◆支給額 対象児童1人につき5万円

◆申請期限 令和4年2月28日

◆お問合せ 市子ども支援課 児童家庭係  
Tel 25-1111（内線 1181）

※詳細は、市ホームページ等をご覧ください

### ◆スケジュール

- ①低所得のひとり親世帯
  - ・**児童扶養手当受給者**について、令和3年4月の支給情報をもとに（**申請不要**）、可能な限り5月までに支給します。
  - ※対象となる方には郵送でお知らせしますのでご確認ください。
  - ・**直近で収入が減少した世帯等**については、**申請に基づき**支給します。
- ②その他低所得の子育て世帯
  - ・国において、制度の詳細を検討しています。

## 行橋市都市計画道路網再編検討委員会の公募

●問合せ●  
市都市政策課 都市政策係  
Tel 25-1111（内線 1311・1312）

市では、「行橋市都市計画道路網再編検討委員会」を設置します。これは、社会情勢の変化に伴う都市計画道路の必要性和妥当性を再検討し、効率的な都市計画事業を推進するものです。

この度、広く皆様のご意見を市政に反映させるため、市民から委員を公募します。応募方法は右記のとおりです。

※委員として選定された方には、報酬の支払いのため、個人番号や報酬振込先等をお尋ねしますので、ご了承ください。

### 【都市計画道路とは】

都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を実現するために、都市交通における最も基幹的な都市施設として必要とされる道路です。

### ◆募集人数 1人

※応募多数の場合、動機・男女比などで選考

### ◆応募資格

- 令和3年4月1日現在で以下の条件を全て満たす方
- ①行橋市内に在住する満18歳以上の方
- ②平日の日中（9時～17時）に開催される委員会に出席可能な方
- ③国、地方公共団体その他公共的団体の職員または常勤公務員でない方
- ④行橋市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団員でない方

### ◆委員の任期 令和3年度～令和4年度（年数回開催予定）

### ◆応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、メール等で応募  
※応募用紙は、市都市政策課窓口または市HPにて用意しています。

### ◆締切 令和3年5月17日（月）17時まで ※必着

## 竹下しづの女顕彰 俳句募集！

●問合せ●  
竹下しづの女俳句顕彰会  
Tel 22-9081

近代女流俳句史において、その黎明期に多大な功績を残した行橋市中川出身の竹下しづの女を顕彰し、地域俳句文化の興隆を図ることを目的として、俳句作品募集を行います。入賞作品（特選、秀逸のみ）は6月下旬各自に通知し、佳作を加えた賞品は、7月初旬ごろの作品集発送と共に送りする予定です。皆さまのご応募お待ちしております。

### 【選者】

岸原 清行（青嶺主宰）  
寺井 谷子（自鳴鐘主宰）  
福本 弘明（天籟通信主宰）  
【小・中学生選者】  
岩井 小夜子（青嶺同人）

### ◆投句

2句1組（当季雑詠・未発表作品に限る）

### ◆投句方法

俳句（楷書で明確に）、住所、氏名、電話番号を明記のうえ、ご応募ください。投句用紙は自由です。また、1人何組でも応募可能です。

### ◆投句料

1組につき1,000円（作品と同封してください）

### ◆締切

5月24日（月）※当日消印有効

### ◆申込先

竹下しづの女俳句顕彰会 吉村 良男  
〒824-0061 行橋市草野7-4

※俳句大会については新型コロナウイルス感染防止のため開催を断念しました。



みじかよち こすてちまをか  
短夜や乳ぜり泣く児を須可捨焉乎

## ご存じですか？5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

●問合せ●  
市地域福祉課 福祉政策係  
Tel 25-1111（内線 1226）

民生委員・児童委員の存在や活動について、地域住民の皆さんや関係機関・団体等に理解を深めていただくため、全国民生委員児童委員連合会では、5月12日を「民生委員・児童委員の日」、5月12日から18日を「活動強化週間」と定めています。

また、民生委員・児童委員は地域の身近な相談役として、皆さまのお住まいの地域で活動しています。介護、福祉サービス、医療、子育て、学校生活などの心配ごとでお困りの方は、お気軽にご相談ください。なお、民生委員・児童委員には秘密を守る義務が法律で定められていますので、安心してご相談下さい。

### 行橋市内10地区「民生委員・児童委員協議会」一覧

校区協議会	校区会長	電話番号
行橋校区	橋本 正巳	22-6359
行橋北校区	長井 久美子	22-8642
行橋南校区	田邊 正則	23-7244
今元・葦島校区	西本 すみ江	23-5543
仲津校区	有益 節子	23-6808
泉校区	廣木 秀利	24-7691
今川校区	高橋 博文	22-6601
稗田校区	末松 友子	24-7782
椿市校区	末松 千幸	24-6538
延永校区	榎木 和洋	24-9147

## 国民年金「学生納付特例制度」のお知らせ

●問合せ●  
市国保年金課 国民年金係  
Tel 25-1111（内線 1115）

学生は条件を満たせば申請により国民年金保険料（4月分～翌年3月分）の納付が猶予され、後払いもできます。また、申請時点から2年1カ月前の月分まで未納期間がある場合は、さかのぼって申請できます。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置による国民年金保険料学生納付特例の申請手続が、令和2年度に引続き今年度についても延長されます。

### ◇対象者（2つの条件を満たす方）

- ①高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、専修学校、各種学校等（1年以上の課程に在籍の方。一部対象外校あり）の学生・生徒  
※夜間部、定時制、通信課程は含みますが、科目履修生、聴講生等は含みません。
- ②前年所得が一定額以下の方  
※所得の目安（扶養親族等がない場合）  
＝年間所得128万円以下＋社会保険料控除額等  
※世帯主・配偶者の所得は問われません。

### ◇持参するもの

- ①学生証（有効期限の記載があるものに限り有効）または在学証明書
- ②年金手帳

※退職した方は離職票等が必要な場合もあります。代理人による申請は、代理人の身分証明書が必要です（委任状が必要な場合もあります）。※日本年金機構から学生納付特例申請ハガキが送られてきた方のうち、必要事項を記入し返送した方は、市役所での手続は必要ありません。ただし、在学する学校等が変わった方は、ハガキによる申請はできません。

## 令和3年度第1回 歴史資料館企画展「米山ミシンからの贈りモノ - ミシンの進化をたどる展示会 -」

昨年閉店したミシン販売店「米山商会」から寄贈されたミシン12台を展示します。江戸時代のミシンから現代のミシンを順に並べ、それぞれの特徴や時代背景を解説します。時代とともに進化していくミシンの姿をご覧ください。



◇日時 4月17日（土）～6月28日（月）  
10時～18時 ※火曜日休館  
5/4（火）開館・5/6（木）休館

◇場所 行橋市歴史資料館（コスメイト行橋2F）

◇入場 無料

◇問合せ 行橋市歴史資料館 Tel 25-3133

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止となる場合があります。